

令和 8 年 1 月 20 日

組合員 各位

いみず野農業協同組合

所在不明組合員等の資格喪失について

当組合定款第 18 条第 6 項及び所在不明組合員等の整理手続に基づき、下記のとおり以前から所在が不明となっている組合員の脱退手続をとらせていただきますので、ご案内いたします。

記

1. 脱退期日 令和 8 年 2 月 28 日

2. 対象となる組合員

当組合通常総代会後に送付しております「出資金残高通知書並びに出資配当計算書」が宛先不明等の理由により返却された組合員で、当組合の定める所在不明組合員の整理手続に基づき調査を行った結果、所在が判明しない組合員等。

3. 揭示期間

令和 8 年 1 月 20 日（火）～令和 8 年 2 月 19 日（木）

4. 対象組合員名簿の設置とお問い合わせ先

- （ア） 上記期間、当組合各支店で「所在不明組合員等名簿」を据え置きます。
- （イ） 対象となる組合員と思われる方は、掲示期間内に最寄りの支店へお問い合わせください。

5. 出資金の取り扱い

所在不明組合員等の出資金は、当組合の定める整理手続に基づき、2 年間は未払金として管理を行い、本人または相続人から払戻請求があった場合は、出資金をお返しいたします。

以上